

石狩市海浜植物等保護条例に基づく
弁天・親船地区の指定について

平成 24 年 11 月 29 日

市民生活部 環境室

石狩海浜植物保護センター

保護地区（弁天・親船地区）指定について

1. 経緯・経過

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」を挟む両側の一般公共海岸及び、港湾隣接区域は、ハマニンニク、ハマボウフウ、ハマナスなど海岸砂丘特有の海浜植物が群生し、石狩海岸を代表する自然風景が広がっています。

1970年代よりレジャー利用者によるバギー車やモトクロスバイク等などの車両走行が横行し、海浜植生の破壊が懸念されたため、1992年より、市は鋼管杭による車両防止柵やロープを設置し、植生地への車両乗り入れを制限してきた結果、近年は車両走行もほとんどなく植生も回復しています。

2. 指定事由

石狩市海浜植物等保護条例に基づき、弁天・親船地区を保護地区として指定し保全することにより良好な自然環境を次世代へ残します。

3. 位置・面積（別図）

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」の北東側約3haを弁天地区、南西側約12haを親船地区とします。

4. 規制内容について

石狩市海浜植物等保護条例で指定している海浜植物等保護地区の中に、自然生態系を保全する「（仮）生態系保全地区」と、自然とふれあいながら自然景観の保全を進める「（仮）自然ふれあい地区」を設けることとします。「（仮）生態系保全地区」では現行条例のとおり植物の採取を禁止行為としますが、「（仮）自然ふれあい地区」では個人による山菜採り等軽微な植物採取は禁止行為から除きます。

表. 地区及び規制内容の対応表

「（仮）生態系保全地区」	「（仮）自然ふれあい地区」
河口地区・聚富地区	弁天地区・親船地区
現行の規制内容	現行の規制内容を一部緩和します。 内容：立木の伐採又は植物の採取を禁止行為としますが、個人による軽微な採取は除きます。

5. 現条例の規制内容

＜禁止行為＞

- 1) 工作物の新築
- 2) 立木の伐採又は植物の採取
- 3) 広告物その他これに類するものの掲示または設置
- 4) 家畜の放牧
- 5) 火入れ、たき火
- 6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為
- 7) 動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為
- 8) 土砂又はごみその他汚物の投棄
- 9) その他市長が海浜植物保護地区の管理上特に禁止する必要があるとして規制できる行為

＜制限行為（市長の許可が必要な行為）＞

- 1) 行商、募金その他これらに類する行為
- 2) 業として行う写真または映画等の撮影
- 3) 興業
- 4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのため海浜植物等保護地区の全部又は一部を独占して使用する行為

6. 指定のスケジュール（別紙参照）

現在の石狩市海浜植物等保護条例を一部改正し、保護地区の対象に弁天地区、親船地区を加えます。指定後は、看板を設置するとともに、監視員を配置します。